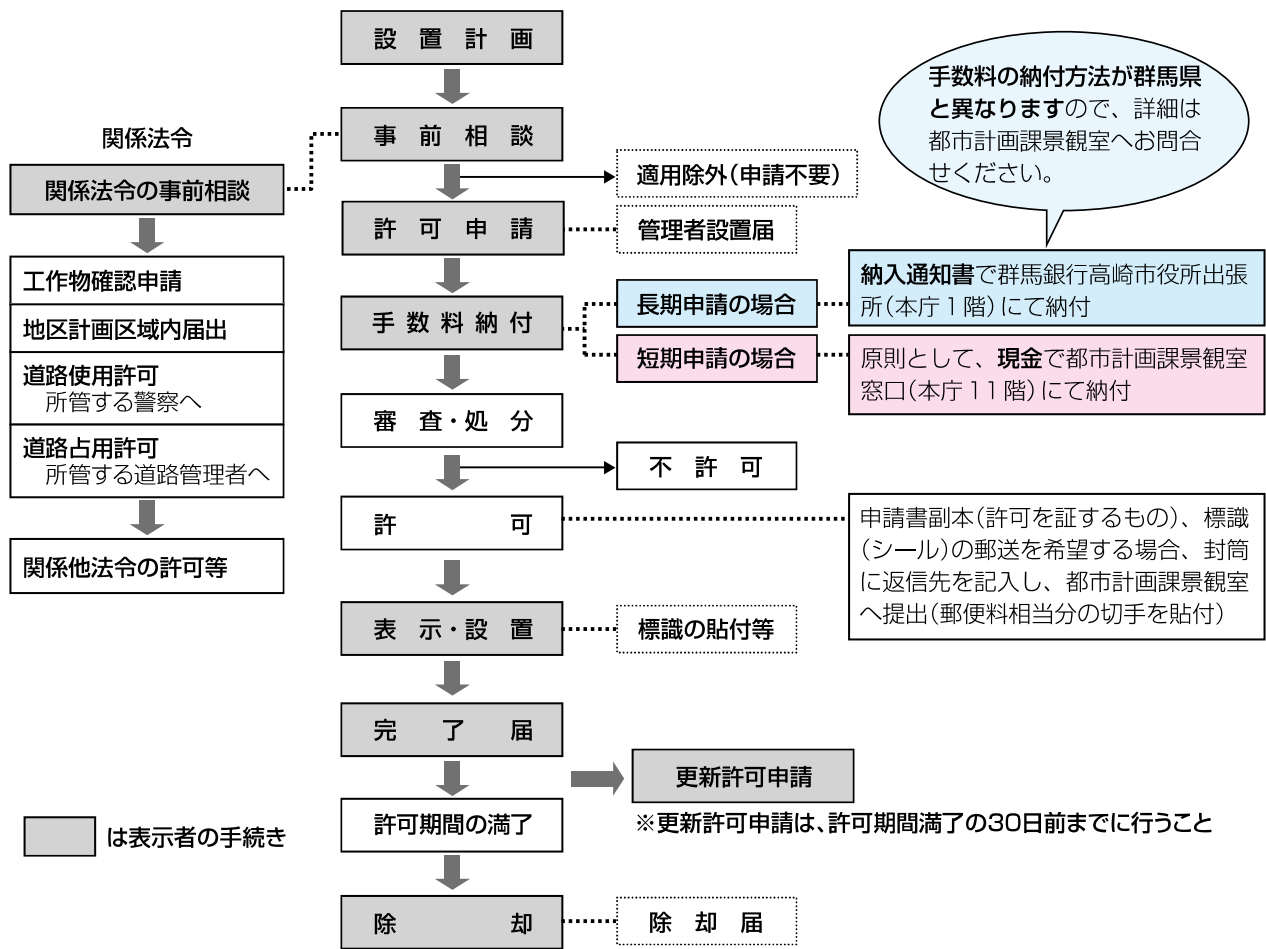


8

表示する前に許可申請が必要です

許可申請の流れ



■屋外広告物を表示する方は、許可を受けた屋外広告物について、次の義務があります

許可の表示

■許可を受けたときは、交付された標識（シール）を、許可を受けた屋外広告物に必ず貼り付けてください。

管理義務（屋外広告物管理者の設置）

■広告主は、屋外広告物の倒壊や落下等の事故を未然に防ぐために、補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保たなければなりません。このため、簡易広告物の表示以外は、屋外広告物管理者を置く必要があります。

■屋外広告物管理者を設置したときは届出が必要です。

■原則として屋外広告物管理者の資格は問いませんが、建物の屋上に表示する屋外広告物で1面30㎡以上の大規模なものの管理者については、屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者（屋外広告士）又は一級建築士、特殊電気工事資格者（ネオン工事に係るものに限る。）のいずれかを置く必要があります。

除却義務（除却の届出）

■次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく屋外広告物を除却すること。

- ・許可や届出の期間が満了したとき
- ・許可等が取り消されたとき
- ・屋外広告物を表示する必要がなくなったとき

